

防衛省訓令第109号

防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則（平成19年  
防衛施設庁告示第9号）を実施するため、演習場周辺住  
宅防音事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成19年8月25日

防衛大臣 小池 百合子

演習場周辺住宅防音事業補助金交付要綱

改正 平成20年3月28日省訓第24号

平成23年3月31日省訓第14号

平成24年4月27日省訓第19号

平成24年7月5日省訓第25号

平成27年12月25日省訓第60号

平成30年3月30日省訓第26号

平成31年4月26日省訓第23号

令和2年12月28日省訓第67号

令和5年3月31日省訓第22号

（通則）

第1条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律

(昭和 49 年法律第 101 号) 第 2 条第 1 項に規定する自衛隊等（以下「自衛隊等」という。）が使用する上富良野演習場、北海道大演習場（島松着弾地及び島松地区に限る。）、然別演習場、矢臼別演習場、岩手中演習場、王城寺原演習場、北富士演習場、東富士演習場、饗庭野演習場及び日出生台演習場の周辺の別に指定する区域に当該指定の際現に所在する住宅（人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。以下この条において同じ。）について自衛隊等の砲撃を主とする射撃、爆撃その他火薬類の使用の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害を防止し、又は軽減するための必要な工事（以下「住宅防音工事」という。）を行う当該住宅の所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者（以下「所有者等」という。）に対する補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び防

衛施設周辺対策事業補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（補助金の交付）

第2条 地方防衛局長は、住宅防音工事を行う所有者等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の対象とする経費）

第3条 前条の規定による補助金の交付の対象とする経費は、次に掲げる経費とする。

- （1）工事費 住宅防音工事に必要な本工事費（直接工事費、間接工事費及び一般管理費等をいう。）、各種工事負担金及び工事雑費
- （2）設計監理費 住宅防音工事の設計図書（工事の施工に必要な図面及び仕様書をいう。以下同じ。）の作成及び住宅防音工事の監理のために必要な経費

2 前項各号の経費の額は、それぞれ次の各号に定める

額を超えないものとする。

(1) 工事費 別に定める額

(2) 設計監理費 別に定める額

(住宅防音工事の内容)

第4条 住宅防音工事の標準仕方は、地方協力局長が別に定めるところによる。

(補助の額)

第5条 住宅防音工事の補助の額は、工事費（第3条第1項第1号の工事費をいう。第7条第1号において同じ。）及び設計監理費（第3条第1項第2号の設計監理費をいう。第7条第1号において同じ。）の合算額に10分の10を乗じて得た額とする。

(住宅防音工事希望届の提出)

第5条の2 地方防衛局長は、住宅防音工事に係る希望者（以下「工事希望者」という。）を把握し、工事希望者に対して、住宅防音事業補助金交付申込書（以下「交付申込書」という。）を配布するため、工事希望者から別記第1号様式による住宅防音工事希望届を提

出させるものとする。

(交付申込書の配布及び提出)

第5条の3 地方防衛局長は、住宅防音事業補助金の交付の対象として適正かどうかを審査するため、工事希望者に対し、別記第2号様式による交付申込書を配布し、次の各号に掲げる添付書類とともにこれを提出させるものとする。この場合、添付書類は、交付申込書の提出前3月以内に作成されたものとし、交付申込書及び添付書類の記載事項に変更があったときには、変更事項が確認できる書類を添えて速やかに報告せるものとする。

(1) 登記事項証明書又は家屋所在証明書

(2) 住民票（やむを得ない事情により住民票を提出できない場合には、これに代わるものとして自治会長等が証する書類）

(3) 運転免許証、健康保険の被保険者証、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本

国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、工事希望者その他の所有者等が本人であることを確認するに足りるもの（以下、「運転免許証等」という。）の写し

- 2 前項の規定にかかわらず、地方防衛局長は、交付申込書の提出を受ける際又は現地調査の際に、運転免許証等又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下、「個人番号カード」という。）により、工事希望者その他の所有者等が本人であることを確認できる場合は、運転免許証等の写しの添付を省略させることができる。  
(内定の通知の様式)

#### 第5条の4 防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取

扱規則（平成19年防衛省訓令第80号）第4条の規定に基づく住宅防音工事に係る内定の通知の様式は、別記第3号様式とする。

（補助金等交付申請書の様式等）

第6条 交付規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第4号様式（国庫債務負担行為に係る事業の場合にあっては、別記第5号様式）とし、同項の添付書類は、別記第6号様式（国庫債務負担行為に係る事業の場合にあっては、別記第7号様式）による事業の内容及び経費配分書及び別記第8号様式による世帯人員報告書とする。

（軽微な変更）

第7条 交付規則第4条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

（1）工事費（工事雑費を除く。）から工事雑費又は設計監理費への流用

（2）住宅防音工事を行う居室、居室の数又は面積の変更

- (3) 金属製建具の材料又は気密機構の変更
- (4) 建築設備機器（建築設備（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第3号に規定する建築設備をいう。）の部分となって用いられる機械又は器具のうち重要な機械又は器具をいう。）の品目、規格、型式又は数量の変更
- (5) 音響の防止の効果を減ずるおそれのある工法又は材料の変更
- (6) 住宅防音工事の完了予定期日の1月以上の延期又は当該期日の属する年度の翌年度にわたる延期

（補助事業等計画変更承認申請書の様式）

第8条 交付規則第4条第1項第1号の補助事業等計画変更承認申請書の様式は、別記第9号様式（国庫債務負担行為に係る事業の場合にあっては、別記第10号様式）とする。

（遂行困難な場合の報告）

第9条 交付規則第4条第1項第3号の報告は、住宅防

音工事の遂行が困難となった理由及び住宅防音工事の遂行状況を記載した書類を提出することにより行うものとする。

(状況報告)

第10条 交付規則第6条の報告書の様式及び提出時期は、次のとおりとする。

報告書の種類	報告書の様式	提出時期
補助事業等着手報告書	別記第11号 様式（国庫債務負担行為に 係る事業の場合にあって は、別記第1 2号様式）	住宅防音工事の着手 後7日以内
補助事業等遂	別記第13号	住宅防音工事の着手

行状況報告書	様式（国庫債務負担行為に係る事業の場合にあっては、別記第14号様式）	後毎会計年度12月31日現在の遂行状況を翌月14日まで
--------	------------------------------------	-----------------------------

2 次の各号に掲げる場合には、補助事業等遂行状況報告書の提出は要しない。ただし、住宅防音工事に着手した年度の次年度以降は除く。

(1) 住宅防音工事の着手後3月以内に住宅防音工事が完了する場合

(2) 住宅防音工事の着手後1月以内に12月31日になる場合

(補助事業等実績報告書の様式等)

第11条 交付規則第7条に規定する補助事業等実績報告書の様式及び同条に規定する添付書類は、次の表の区分に応じ、同表の定めるところによる。

区分	補助事業等 実績報告書 の様式	添付書類
補助事業が完了した場合 (補助事業の廃止の承認 を受けた場合を含む。)	別記第15 号様式(国 庫債務負担 行為に係る 事業の場合 にあって は、別記第 16号様式 )	別記第17 号様式(国 庫債務負担 行為に係る 事業の場合 にあって は、別記第 18号様式 )による収 支精算書
		別記第19 号様式によ

		る世帯人員 報告書
補助金の交付決定が行われた会計年度内に当該交付決定の対象となった補助事業が完了しない場合	別記第20号様式（国庫債務負担行為に係る事業の場合にあっては、別記第21号様式）	別記第22号様式による年度末収支状況調書

(委任規定)

第12条 この訓令の実施に関し必要な事項は、地方協力局長が定める。

#### 附 則

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

## 附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第6条及び第11条の規定は、平成20年度以降に交付申込書を配布する住宅防音事業から適用する。

## 附 則

- 1 この訓令は、平成23年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前にされた交付の申請に係る演習場周辺住宅防音事業補助金交付要綱第2条に規定する補助金の交付及び防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱第3条に規定する補助金の交付については、なお従前の例による。

## 附 則

この訓令は、平成24年4月27日から施行する。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成24年7月9日から施行する。（経過措置）

2 この訓令の規定による改正後の次に掲げる訓令の規定の適用については、中長期在留者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第19条の3に規定する中長期在留者をいう。）が所持する出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号。以下「改正法」という。）第4条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号。以下「旧外国人登録法」という。）に規定する外国人登録証明書は在留カード（入管法第19条の3に規定する在留カードをいう。次項において同じ。）とみなし、特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号。以下「特例法」という。）に定める特別永住者をいう。）が所持する旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書は特別永住者証明書（特例法第7条第1項に

規定する特別永住者証明書をいう。次項において同じ。)とみなす。

(1) 演習場周辺住宅防音事業補助金交付要綱第5条の

3 第2項

(2) 防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和

機器稼働事業に関する補助金交付要綱第8条第3項

3 前項の規定により、旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書が在留カードとみなされる期間は改正法附則第15条第2項各号に定める期間とし、特別永住者証明書とみなされる期間は改正法附則第28条第2項各号に定める期間とする。

## 附 則

(施行期日)

1 この訓令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。次項において「番号利用法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の次に掲げる訓令の規定の適用については、住民基本台帳カード（この訓令の施行の日の前に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号。以下この項において「番号利用法整備法」という。）第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下この項において「旧住民基本台帳法」という。）第30条の44第3項の規定により交付された同条第1項に規定する住民基本台帳カードをいう。）は、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の44第9項の規定によりその効力を失うまでの間は、番号利用法第2条第7項に規定する個人番号カードとみなす。

(1) 演習場周辺住宅防音事業補助金交付要綱第5条の

3 第2項

(2) 防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱第8条第3項

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この訓令は、平成31年5月1日から施行する。

2 この訓令による改正後の様式を使用するに当たっては、必要に応じ、各様式中「令和」とあるのは「平成」とする修正を加えたものを使用することができる。

附 則（令和2年12月28日省訓第67号）（抄）

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) (略)

(2) 第4条、第8条、第51条、第67条（演習場

周辺住宅防音事業補助金交付要綱別記第3号様式の改正規定（「印」を削る部分に限る。）を除く。）及び第80条（防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱別記第6号様式から別記第8号様式まで、別記第29号様式及び別記第35号様式の改正規定（「印」を削る部分に限る。）を除く。）の規定 令和3年4月1日  
(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

#### 附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記第1号様式（第5条の2関係）

令和 年 月 日

住宅防音工事希望届

住宅防音工事を希望します。

(フリガナ) 希望者の氏名	( )	希望者が借家人の場合には、住宅に係る所有権を有する者の住宅防音工事に係る承諾が必要になりますが、承諾は得られていますか (はい・いいえ)
希望者の住所	〒 -  希望者の住所と住宅防音工事を希望する住宅の所在地が異なる場合は、その住宅の所在地を記入してください。  〒 -	
連絡先	TEL ( )	
建築年月	年 月 (住宅を建て替えている場合は、建て替える前の住宅の建築年月日も記入) 年 月	

住宅防音工事希望届の記入に当たってお読みください

- この希望届は、住宅防音工事に係る希望者を把握し、希望者に住宅防音事業補助金交付申込書を配布するため、提出していただくものです。
- 住宅防音工事は、世帯人員に応じ5居室を限度として、下記に掲げる居室数以内の居室を対象としています。

世帯人員	1人	2人	3人	4人以上
居室数	2居室	3居室	4居室	5居室

- 住宅防音工事希望届に記載された個人情報は、地方防衛局が作成する工事希望者名簿に業務の遂行上必要最小限の範囲内で記載されます。  
なお、御不明な点は、次の地方防衛局へお問い合わせください。

問い合わせ先

○○防衛局○○部○○○○課

○○県○○市☆☆

TEL \$ \$ \$ - @ @ @ - # # # # (直通)

## 別記第2号様式（第5条の3関係）

## 住宅防音事業補助金交付申込書

防衛局長 殿

令和 年 月 日

工事希望者 住 所  
氏 名

(電話)

砲撃音による障害を防止又は軽減するため、住宅防音事業補助金の交付を受けたいので、下記により申し込みます。

記

## 1 住宅の所在地：

- 2 住宅に係る工事希望者の権利の種類（該当するものを○で囲む。）  
 所有権 賃借権 その他（ ）

- 3 工事希望者以外の所有者等の住宅防音工事に係る承諾（工事希望者が所有権を有する場合には、(1)は記入不要。また、工事希望者が借家人である場合には、(2)は記入不要。）

(1) 住宅の所有者：当該住宅の住宅防音工事の施工を承諾します。

令和 年 月 日

住所：

氏名：

(2) 借 家 人：当該住宅の住宅防音工事の施工を承諾します。

令和 年 月 日

住所：

氏名：

- 4 工事希望者その他の所有者等が、運転免許証等又は個人番号カードの提示により本人であることの確認を希望する場合のその確認の希望時期

- (1) 工事希望者の本人確認時期（希望時期を○で囲む。） 申込書提出時 ・ 現地調査時  
 (2) その他の所有者等の本人確認時期（希望時期を○で囲む。） 申込書提出時 ・ 現地調査時

## 5 居住状況

居住者の氏名	居住開始年月日

## 6 実施予定居室数

世帯人員	住宅防音工事実施予定居室数
人	室

## 7 建物の現況

- (1) 建築年月日： 年 月 日  
 (2) 住宅の見取図：別紙1のとおり（住宅防音工事実施予定居室は赤線で囲む。）

- 8 住宅の建て替え状況：別紙2のとおり（住宅を建て替えていない場合又は建て替えに併せて住宅防音工事を行わない場合には、記入不要。）

## 添付書類

- (1) 登記事項証明書又は家屋所在証明書  
 (2) 住民票  
 (3) 運転免許証等の写し（4に該当する場合は除く。）

※ 以下の欄は記入しないでください。

ア 工事希望者の本人確認：□運転免許証 □健康保険証 □その他の免許証等（ ）  
 イ その他の所有者等の本人確認：□運転免許証 □健康保険証 □その他の免許証等（ ）

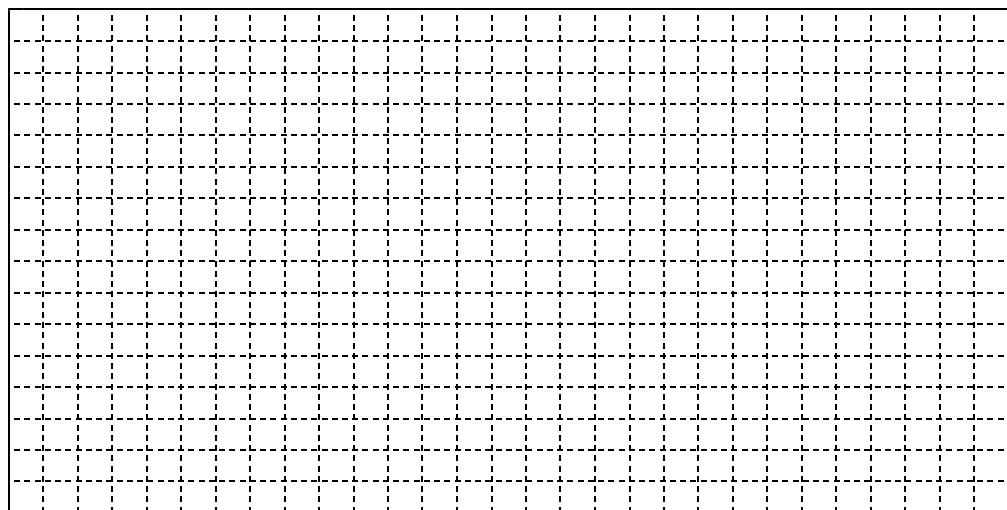
確認者：

別記第2号様式（別紙1）

住 宅 見 取 図

（住宅防音工事実施予定居室は赤線で囲む。）

氏 名



見取図の例



別記第2号様式（別紙2）

住宅の建て替え状況

1 建て替え前の住宅（従前の住宅）

- (1) 建物所在地：
- (2) 建物所有者：
- (3) 建物名称：
- (4) 建築年月日：
- (5) 滅失年月日(又は滅失予定年月日)：
- (6) 全体の戸数： 戸
- (7) 防音工事実施済戸数： 戸  
【実施済戸番】

2 建て替えた（建て替える）住宅（建替住宅）

- (1) 建物所在地：
- (2) 建物所有者：
- (3) 建物名称：
- (4) 建築年月日：
- (5) 全体の戸数： 戸
- (6) 建替住宅の防音工事全対象戸数： 戸 【1の(6)  
【全対象戸番】
- (7) 建替住宅の防音工事実施済戸数： 戸  
【実施済戸番】
- (8) 今回防音工事実施戸数： 戸  
【今回実施戸番】
- (9) 今後防音工事対象戸数： 戸 【2の(6) - (7) - (8)  
【今後対象戸番】

3 従前の住宅を建て替えた（建て替える）理由

添付書類：

注：記載内容等を確認するために必要な次の書類を添付してください。

- ア 閉鎖登記簿謄本、閉鎖事項証明書又は家屋滅失証明書など、従前の住宅の所在地、建築時期、用途、滅失時期及び滅失時における所有者を証することができる書類
- イ アに掲げる書類をやむを得ない理由により添付できない場合には、従前の住宅に係る売買契約書の写し（当該写しが添付できないときは、地域の実情に精通している自治会長等が証する書類）など、従前の住宅の所在地、建築時期、用途、滅失時期及び滅失時における所有者を確認することができる書類
- ウ 演習場周辺住宅防音事業補助金交付要綱第1条に規定する区域の指定時における従前の住宅の戸数を確認することができる書類

別記第3号様式（第5条の4関係）

補助事業等交付内定通知書

文書番号

令和年月日

殿

防衛局長

令和年月日付けをもって提出のあった住宅防音事業補助金の交付の申込みについて、下記のとおり、令和年度住宅防音事業として補助金を交付することに内定したので通知します。

つきましては、補助金の交付の申請をするときは、補助金等交付申請書を令和年月日までに提出してください。

また、住宅防音事業補助金交付申込書に記載された内容について変更（住宅の所有者の変更、世帯人員の増減等）があったときは、変更事項が確認できる書類（登記事項証明書、住民票等）を添え、その旨申し出てください。

なお、補助金の交付の申請をしないときは、文書をもって速やかにその旨申し出てください。

記

事業の内容

1 工法区分：

2 対象居室数：

別記第4号様式（第6条関係）

補助金等交付申請書

令和 年 月 日

防衛局長 殿

申請者 住 所  
氏 名

令和 年度において、下記のとおり を実施したいので、演習場周辺住宅防音事業補助金交付要綱により補助金の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的：
- 2 補助金等交付申請額： 円
- 3 事業の内容及び経費配分：事業の内容及び経費配分書に記載のとおり
- 4 事業の実施予定期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

添付書類： 1 事業の内容及び経費配分書  
2 世帯人員報告書

注：交付申込書の提出前3月以内に転入している者がいる場合は、世帯人員報告書に世帯全員が記載されている住民票等（原則として補助金等交付申請書の提出前2週間以内に作成されたもの。）を添付する。

別記第5号様式（第6条関係）

補助金等交付申請書

令和 年 月 日

防衛局長 殿

申請者 住 所  
氏 名

令和 年度において、下記のとおり を実施したいので、演習場周辺住宅防音事業補助金交付要綱により国庫債務負担行為に係る事業として補助金の交付を申請する。

記

1 事業の目的：

2 補助金等交付申請額： 円

$$\left[ \begin{array}{lll} \text{国庫債務負担年割額} & \text{令和 年度} & \text{円} \\ & \text{令和 年度} & \text{円} \end{array} \right]$$

3 事業の内容及び経費配分：事業の内容及び経費配分書に記載のとおり

4 事業の実施予定期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

添付書類： 1 事業の内容及び経費配分書

2 世帯人員報告書

注： 1 交付申込書の提出前3月以内に転入している者がいる場合は、世帯人員報告書に世帯全員が記載されている住民票等（原則として補助金等交付申請書の提出前2週間以内に作成されたもの）を添付する。

2 国庫債務負担行為に係る事業が3年以上にわたる場合には、国庫債務負担年割額の区分について適宜追加すること。

別記第6号様式（第6条関係）

事業の内容及び経費配分書

事業の名称：

構造 規格等	事業量	経費の配分			国庫補助割合	経費負担の内訳			備考
		経費の区分	工事費の区分	事業費		国庫補助金	補助事業者負担金	計	
				円		円	円	円	

注：1 経費の配分の項には、工事費（本工事費、各種工事負担金、工事雑費）又は設計監理費の別を記入すること。  
2 設計図書等を添付すること。

## 別記第7号様式（第6条関係）

## 事業の内容及び経費配分書

事業の名称：

構造 規格等	事業量	経費の配分			国庫 補助 割合	経費負担の内訳				備 考		
		経費の 区分	工事費 の区分	事業費		国庫補助金		補助事 業者 負担金	計			
						年割額						
		令和 年度	令和 年度			円	円	円	円			
				円		円	円	円	円			

- 注：1 経費の配分の項には、工事費（本工事費、各種工事負担金、工事雑費）又は設計監理費の別を記入すること。  
 2 設計図書等を添付すること。  
 3 国庫債務負担行為に係る事業が3年以上にわたる場合には、年割額の区分について適宜追加すること。

別記第8号様式（第6条関係）

令和 年 月 日

世帯人員報告書（交付申請時）

防衛局長 殿

申請者 住 所  
氏 名

住宅防音事業補助金の交付の申請に係る住宅に居住する世帯人員について、下記のとおり報告します。

記

1 防音工事を実施する住宅（申請者と居住者が異なる場合は記入）

- (1) 居住者氏名：
- (2) 建物所在地：
- (3) 建物名称・号室：

2 居住状況

- (1) 世帯人員： 名
- (2) 居住者に変更がある場合（世帯人員の数に変更がない場合を含む。）は居住者全員の氏名等を記入

居住者氏名	続柄	居住開始年月日

添付書類：

この報告書は、防音工事施工室数の根拠となる世帯人員について確認するため、提出していただくものです。

別記第9号様式（第8条関係）

補助事業等計画変更承認申請書  
(演習場周辺住宅防音事業)

令和 年 月 日

防衛局長 殿

補助事業者 住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け 号で補助金交付決定の通知があった住宅防音事業の実施について、別紙理由書に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更したいので、承認を受けたく関係書類を添えて申請する。

注：関係書類は、補助金等交付申請書又は補助事業等計画変更承認申請書に添付された書類並びに当該書類に添付された書類及び図面の各葉のうち、補助事業等の計画の変更に伴い変更を必要とする事項が記入されている各葉について、書類にあっては変更前と変更後の補助事業等の計画の相違を容易に比較対照できるよう所要の修正を加えたものとし、図面にあっては変更後の内容を明示したものとする。

別記第10号様式（第8条関係）

補助事業等計画変更承認申請書  
(演習場周辺住宅防音事業)

令和 年 月 日

防衛局長 殿

補助事業者 住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け 号で国庫債務負担行為に係る事業として補助金交付決定の通知があった住宅防音事業の実施について、別紙理由書に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更したいので、承認を受けたく関係書類を添えて申請する。

注：関係書類は、補助金等交付申請書又は補助事業等計画変更承認申請書に添付された書類並びに当該書類に添付された書類及び図面の各葉のうち、補助事業等の計画の変更に伴い変更を必要とする事項が記入されている各葉について、書類にあっては変更前と変更後の補助事業等の計画の相違を容易に比較対照できるよう所要の修正を加えたものとし、図面にあっては変更後の内容を明示したものとする。

別記第11号様式（第10条関係）

補助事業等着手報告書  
(演習場周辺住宅防音事業)

令和 年 月 日  
防衛局長 殿

補助事業者 住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け 号で補助金交付決定の通知があった住宅防音事業について着手したので、下記のとおり報告する。

記

1 契約の状況等

(1) 設計金額： 円

(2) 契約額： 円

2 着手年月日： 令和 年 月 日

3 完了予定年月日： 令和 年 月 日

4 契約の結果生じた補助金の額の剩余額： 円

注： 2件以上の契約を締結する場合は、記中1の事項を契約ごとに記載すること。

別記第12号様式（第10条関係）

補助事業等着手報告書  
(演習場周辺住宅防音事業)

令和 年 月 日  
防衛局長 殿

補助事業者 住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け 号で国庫債務負担行為に係る事業として補助金交付決定の通知があった住宅防音事業について着手したので、下記のとおり報告する。

記

1 契約の状況等

(1) 設計金額： 円

(2) 契約額： 円

2 着手年月日： 令和 年 月 日

3 完了予定年月日： 令和 年 月 日

4 契約の結果生じた補助金の額の剩余额： 円

注： 2件以上の契約を締結する場合は、記中1の事項を契約ごとに記載すること。

別記第13号様式（第10条関係）

補助事業等遂行状況報告書  
(演習場周辺住宅防音事業)

令和 年 月 日  
防衛局長 殿

補助事業者 住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け 号で補助金交付決定の通知があった住宅防音事業について、令和 年 月 日現在の遂行状況を下記のとおり報告する。

記

経費の区分 及び工事費 の 区 分	交付決定		出来高		進捗率 $\left( \frac{B}{A} \right) \times 100$	補助金の 交付済額	備考
	事業量	事業費(A)	事業量	事業費(B)			
		円		円	%	円	

注：工事雑費に係る出来高の状況は、記載の必要がない。

別記第14号様式（第10条関係）

補助事業等遂行状況報告書  
(演習場周辺住宅防音事業)

令和 年 月 日

防衛局長 殿

補助事業者 住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け 号で国庫債務負担行為に係る事業として補助金交付決定の通知があった住宅防音事業について、令和 年 月 日現在の遂行状況を下記のとおり報告する。

記

経費の区分及び工事費の区分	交付決定		出来高		進捗率 $\left( \frac{(B)}{(A)} \right) \times 100$	補助金の交付済額		備考		
	事業量	事業費(A)	事業量	事業費(B)		年割額				
						令和 年度	令和 年度			
		円		円	%	円	円	円		

注：1 工事雑費に係る出来高の状況は、記載の必要がない。

2 国庫債務負担行為に係る事業が3年以上にわたる場合には、年割額の区分について適宜追加すること。

別記第15号様式（第11条関係）

補 助 事 業 等 実 績 報 告 書

(演習場周辺住宅防音事業)

令和 年 月 日

防衛局長 殿

補助事業者 住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け 号で補助金交付決定の通知があった住宅防音事業を実施したので、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業所要額： 円
- 2 補助金交付決定額： 円
- 3 収支精算：収支精算書に記載のとおり
- 4 事業実施期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 事業の内容及び成果

経費の区分及び工事費の区分	交付決定		実績		差引増△減額 (A) - (B) 比 較
	事業量	事業費(A)	事業量	事業費(B)	
		円		円	円

添付書類：1 収支精算書

2 世帯人員報告書（防音工事の場合で、交付申込書の提出前3月以内に転入している者がいるとき限り。）

別記第16号様式（第11条関係）

補 助 事 業 等 実 績 報 告 書

(演習場周辺住宅防音事業)

令和 年 月 日

防衛局長 殿

補助事業者 住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け 号で国庫債務負担行為に係る事業として補助金交付決定の通知があった住宅防音事業を実施したので、下記のとおり報告する。

記

1 事 業 所 要 額： 円

2 補助金交付決定額： 円

〔 国庫債務負担年割額 令和 年度  
令和 年度 円〕 円

3 収 支 精 算：収支精算書に記載のとおり

4 事 業 実 施 期 間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

5 事 業 の 内 容 及 び 成 果

経費の区分及び工事費の区分	交付決定		実 績		差引増△減額 (A) - (B) 比 較
	事業量	事業費(A)	事業量	事業費(B)	
		円		円	円

添付書類： 1 収支精算書

2 世帯人員報告書（防音工事の場合で、交付申込書の提出前3月以内に転入している者がいるとき限り。）

注：国庫債務負担行為に係る事業が3年以上にわたる場合には、国庫債務負担年割額の区分について適宜追加すること。

別記第17号様式（第11条関係）

収支精算書

事業の名称：

補助金交付決定額	精算事業費総額	国庫補助割合	国庫補助金精算額	概算払受領総額	差引国庫補助金未受領(返還)額	備考
円	円		円	円	円	

## 別記第18号様式（第11条関係）

## 収支精算書

事業の名称：

補助金交付決定額	精算事業費総額	国庫補助割合	国庫補助金精算額		概算払受領総額	差引国庫補助金未受領(返還)額	備考			
			年割額							
			令和年度	令和年度						
円	円		円	円	円	円				

注：国庫債務負担行為に係る事業が3年以上にわたる場合には、年割額の区分について適宜追加すること。

別記第19号様式（第11条関係）

令和 年 月 日

世 帯 人 員 報 告 書 ( 実 績 報 告 時 )

防衛局長 殿

補助事業者 住 所  
氏 名

住宅防音事業を実施した住宅に居住する世帯人員について、下記のとおり報告します。

記

1 防音工事を実施した住宅（補助事業者と居住者が異なる場合は記入）

- (1) 居住者氏名：
- (2) 建物所在地：
- (3) 建物名称・号室：

2 居住状況

- (1) 世帯人員：名
- (2) 居住者に変更がある場合（世帯人員の数に変更がない場合を含む。）は居住者全員の氏名等を記入

居住者氏名	続柄	居住開始年月日

- (3) (2)に該当する場合は、居住者が変更となった理由を記入

---

別記第20号様式（第11条関係）

補 助 事 業 等 実 績 報 告 書  
(演習場周辺住宅防音事業)

令和 年 月 日

防衛局長 殿

補助事業者 住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け 号で補助金交付決定の通知があった住宅防音事業の令和 年度における実績について、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業所要額： 円
- 2 補助金交付決定額： 円
- 3 年度末の収支の状況：年度末収支状況調書に記載のとおり
- 4 事業実施期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 事業の内容及び年度末の出来高

経費の区分 及び工事費 の 区 分	交付決定		実績		進捗率 $\left( \frac{(B)}{(A)} \right) \times 100$	補助金の 交付済額	備考
	事業量	事業費(A)	事業量	事業費(B)			
		円		円	%	円	

添付書類：年度末収支状況調書

別記第21号様式（第11条関係）

補 助 事 業 等 実 績 報 告 書  
(演習場周辺住宅防音事業)

令和 年 月 日

防衛局長 殿

補助事業者 住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け 号で国庫債務負担行為に係る事業として補助金交付決定の通知があった住宅防音事業の令和 年度における実績について、下記のとおり報告する。

記

1 事業所要額： 円

2 補助金交付決定額： 円

〔国庫債務負担年割額 令和 年度  
令和 年度 円〕 円

3 年度末の収支の状況：年度末収支状況調書に記載のとおり

4 事業実施期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

5 事業の内容及び年度末の出来高

経費の区分及び工事費の区分	交付決定		実績		進捗率 $\left( \frac{(B)}{(A)} \right) \times 100$	補助金の交付済額			備考		
	事業量	事業費(A)	事業量	事業費(B)		年割額					
						令和 年度	令和 年度				
		円		円	%	円	円	円			

添付書類：年度末収支状況調書

注：国庫債務負担行為に係る事業が3年以上にわたる場合には、年割額の区分について適宜追加すること。

別記第22号様式（第11条関係）

年 度 末 収 支 状 況 調 書

事業の名称：

1 収入の部

費 目	予 算 額	収 入 濟 額	収 入 未 濟 額	備 考
	円	円	円	

2 支出の部

費 目	予 算 額	支 出 濟 額	支 出 未 濟 額	備 考
	円	円	円	